



清水東部環境センター



旧清水町マンホール



朝倉氏遺跡



下水道利用の手引き

—福井市—

令和2年度版

朝倉氏遺跡



水の駅



日野川浄化センター

も く じ

はじめに	2
下水道ができること	3
下水道工事を進めるにあたって	4
建設工事について	5
さあ下水道工事が始まります	6
私道への公共下水道布設	9
受益者負担金・分担金制度	10
家庭の排水設備のしくみ	16
排水設備工事の手順	17
排水設備工事資金貸付制度	19
飲食店や事業場等の排水規制について	20
下水道使用料について	21
Q & A	22

問い合わせ先

☆受益者負担金・下水道使用料・排水設備・排水設備工事資金貸付について

上下水道サービス課 ☎20-5632

☆公共下水道の工事・つまりのことは

下水管路課 ☎20-5656

☆特定事業場の届出のことは

下水施設課 ☎20-5445

☆私道への公共下水道の布設のことは

経営管理課 ☎20-5615

はじめに

本市は東に美しい山並みを有し、西は雄大な日本海に面し、清らかな九頭竜川、日野川、足羽川の三大河川を有するみどり豊かな福井平野の中心に位置する自然環境に恵まれた都市です。

昭和 20 年、市街地の大部分が戦災を受け、戦災復興特別都市計画の実施が決定するや、長年の懸案であった公共下水道を実施に移そうと、昭和 23 年、旧市街地 666ha の全域を対象に画期的な本事業に着手しました。

そしてその後、常に市政の最重点施策として、快適な都市生活のため、公共用水域の水質保全のため、下水道整備に積極的に取り組んできました。

下水道は、生活排水や工場・事業所排水を下水処理場できれいにして川や海に戻しています。また、浸水対策にも一役かっています。

これからも、清らかな水辺を守り、環境にやさしいみどり豊かな街づくりを推進し、豊かな環境を次世代に引き継いでいくために、下水道の整備に努めてまいります。

さわやかな水洗トイレ が使えます

清潔で快適な水洗トイレを使用することができるようになります。そのため子どもやお年寄りでも安心してトイレを使うことができ、悪臭にも悩まされることがなくなります。

清潔で住みよい環境 のまちになります

側溝に汚れた水を流さないため、蚊やハエの発生を防いで、疫病の心配もなくなり、町並みも美しく、快適で安心してくらしができます。

(分流地区)



下水道
が
で
き
る
こ
と

川や海の水がきれい になります

家庭から出る汚れた水は、下水道管で浄化センターに集められ、きれいにしてから川や海に戻されます。そのため、魚や他の生物が棲むことのできる清流によるみがあります。

雨が降っても浸水 しなくなります

道路や庭に降った雨水は、すばやく下水道管に流れ込みます。そのため、大雨が降るたびに浸水に悩まされていた地域でも、浸水の心配が軽減されます。

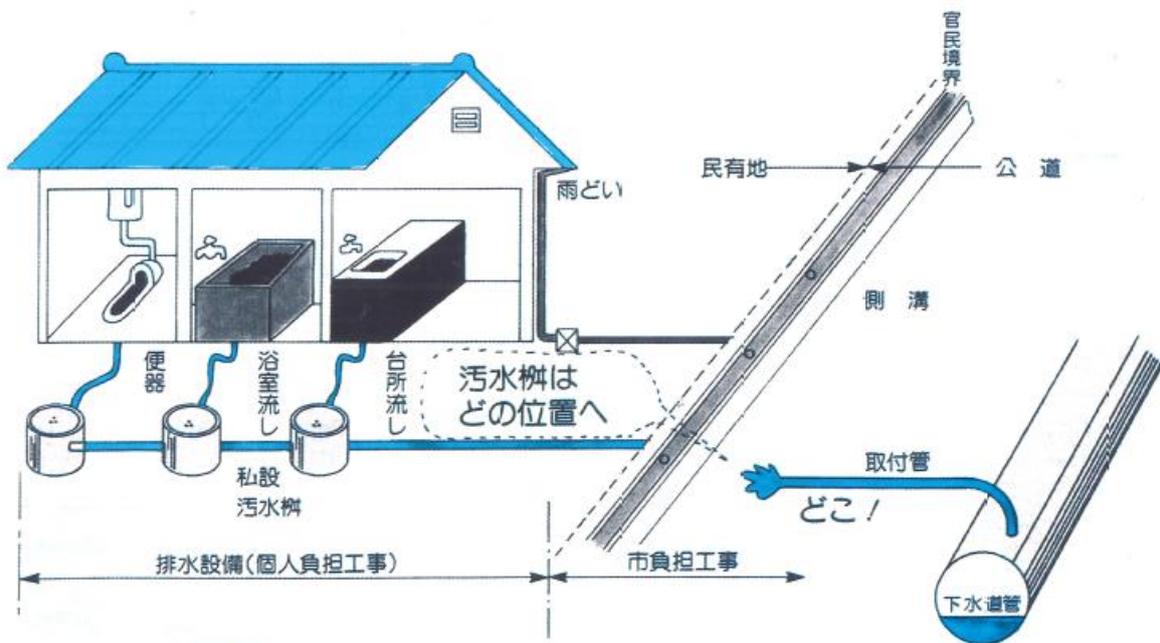
(合流地区)



下水道工事を進めるにあたって

下水道工事は、下水道管を道路の下に埋設する工事です。この工事は、みなさんの身近なところで行っていますので、周辺環境などを十分考え、極力ご迷惑がかからないように、細心の注意をはらっています。みなさんのご協力とご理解をお願いします。

各家庭の汚水を流し込む下水道管は、道路を掘削して埋設し、取付管で汚水ますと接続します。下水道管を布設する時に汚水ますの位置に取付管を向けますので、下水道管を布設するまでに、汚水ますの位置をはっきり決めてください。後になってから汚水ますの位置を変更すると多くの費用がかかります。



下水道を利用する前の状況

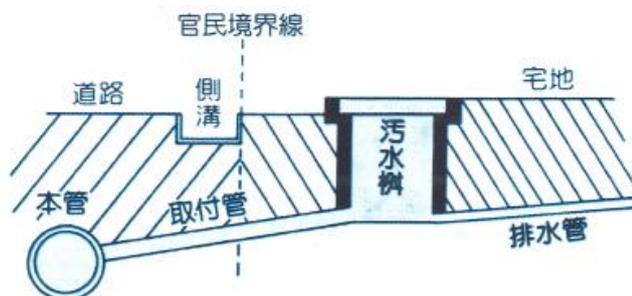
建設工事について

1. 下水道の本管布設工事は開削工法や推進工法、シールド工法があり、主に開削工法で本管の整備を行っています。なお、幹線等で管径が大きい場合や交通状況によっては推進工法やシールド工法を採用しています。
2. 布設する本管の直径は 150 mm～1,350 mmで、主として管径 200 mmのものを使用し、通常 1.0m～3.0m 位の深さに埋設していきます。
3. 本管を布設した後で、汚水ますの取付けを行います。汚水ますの設置位置に合わせ、あらかじめ取付管工事をしていきますので、汚水ますの設置位置は変更のないように、慎重に決定してください。
4. 工事は、本管を一日に約 8 m布設していきます。交差点等に設けるマンホール設置工事は 2～3 日必要となります。
5. 本管布設の際は、2～3 日自家用車等の出入りができない日がありますので、その際にご協力をお願いします。

工事が完成して下水道が使える状態になれば、市から供用開始のお知らせを送付いたします。

さあ！下水道工事が始まります

下水道本管布設工事に伴い、宅地内の汚水を下水道管に流すために、汚水ますを設置していただかなければなりません。



◎汚水ますを設置する際、次のような基準があります。

1. 公道に面した宅地について

① 一宅地が 165 m²(約 50 坪)未満の場合は、1 カ所を原則とします。



② 一宅地が 165 m²(約 50 坪)以上の場合、165 m²(約 50 坪)毎に 1 カ所の汚水ますを工事費の負担なく追加で設置することができます。



☆上記の基準内で汚水ますを設置した場合は、取付管の工事費は市が負担します。基準を超えて汚水ますを設置した場合、取付管の工事費が個人負担となります。

土地面積	設置可能個数
165 m ² 未満	1
165 m ² 以上 330 m ² 未満	2
330 m ² 以上 495 m ² 未満	3
.	.
.	.

参考例…宅地が 165 m²(約 50 坪)未満の場合

○汚水ますを 1 カ所設置する場合…… 個人負担→汚水ます代

○汚水ますを 2 カ所設置する場合…… 個人負担→汚水ます代(2 カ所分)

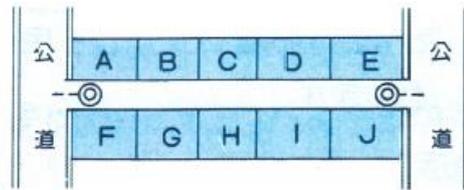
+取付管工事費(1 カ所分)

※工事費には材料費を含みます。

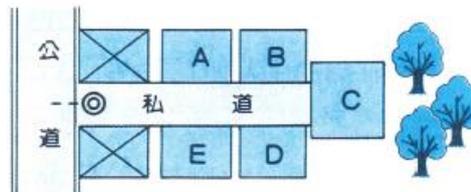
☆他人の土地を利用して排水設備を公共下水道に接続するときは、当該土地の所有者又は占有者の承諾を得なければなりません。

2. 私道に面する宅地について

- ① 私道で通りぬけができるものについては、私道1本につき共用ます2カ所とすることができます。



- ② 私道で袋小路の場合は、私道1本につき、共用ます1カ所とします。



- ③ 私道でも一定の条件が満たされれば、市が下水道本管を布設します。
(9ページ参照)

3. 空地などへの設置について

- ① 165 m²(約 50 坪)未満の場合は、1カ所とします。
- ② 165 m²(約 50 坪)以上の場合は、165 m²毎に1カ所の汚水ますを工事費の負担なく増設することができます。

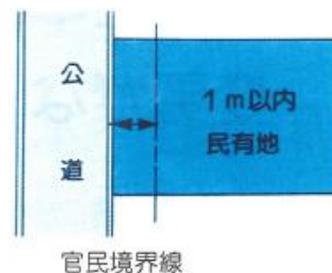
4. 水田への設置について



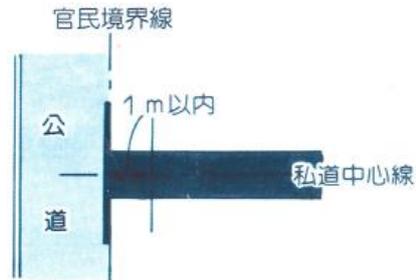
水田に汚水ますを希望する場合は、市と協議してください。

◎汚水ますの設置位置について、次のような基準があります。

1. 建物がある場合は、その所有者の希望する設置可能な箇所で、官民境界線から民有地側1 m以内を原則とします。

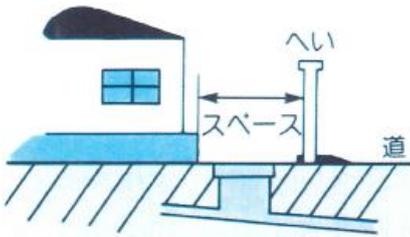


2. 私道の場合は、私道の中心と官民境界線の交点から民有地側1 m以内とします。



3. 空地や畑等の場合は、土地所有者の希望する設置可能な箇所で、官民境界線から民有地側1 m以内とします。

4. 汚水ますの大きさは、
塩ビますで直径 200mm (深さ 1.2m以内)
塩ビますで直径 300mm (深さ 1.5m以内)
を設置します。



汚水ます設置工事のため必要なスペースは

直径 200mmのますで 100 cm四方以上

樹木、花だん、庭石、池、へい、水道管、ガス管等を考慮の上、決めてください。なお、汚水ますを設置するにあたり、植栽等の移設をお願いいたしますが、この費用についてはすべてお客様のご負担となります。

- ☆ 現在、空地であっても本管工事と同時に汚水ますを設置しておく、将来家を建てるときに汚水ますを設置するより、取付管工事費が不要な分、費用は安くなります。

汚水ますを設置するときは、工事関係者が
**事前に申告書に記載された汚水ますの位置に
変更がないかを確認させていただきます。**

汚水ますの設置位置の立会い等をお願いする場合があります。ご協力をお願いいたします。

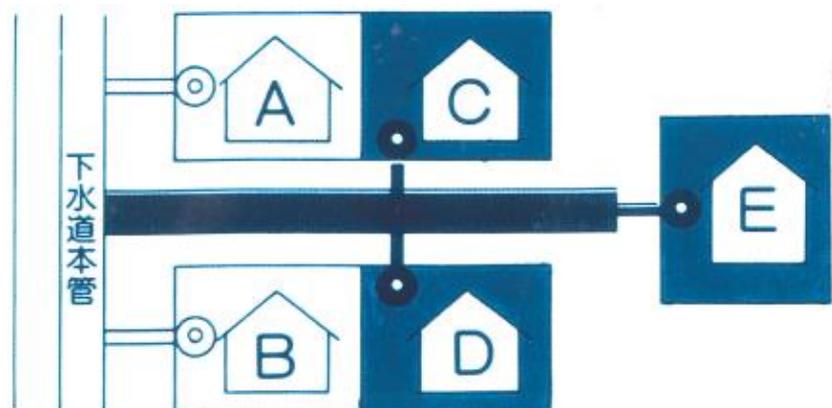
私道への公共下水道の布設

私道に下水道を布設する場合は、原則として使用される皆さんの費用で布設していただくなくてはなりません。

しかし、下記の要件をすべて満たす場合は、申請により市が私道に公共下水道を布設することができます。

1. 要件とは……

- ① 私道が道路として公衆の用に供されていること。
- ② 私道の両端または一端が公道に接続したものであること。
- ③ 私道の幅員は、1.8 m以上を原則とし、管渠の布設が可能であること。
- ④ 当該私道のみ面に面する住居が、既に3戸以上あり、その全戸が供用開始後速やかに排水設備を設置し、便所を水洗化するものであること。
- ⑤ 当該私道の所有者が管渠の布設を承諾していること。この場合、土地の占有期間は、管渠の用途を廃止するまでとし、かつ、無償であること。
- ⑥ 私道の所有権を第三者に譲渡し、または当該土地に占有物件を設定し、もしくはこれらの権利を譲渡する場合、譲渡人その他新たに権利を取得することになる者に対し、④の要件を継承させる確約があること。



受益者負担金・分担金制度

◎下水道ができあがると、その効果は

公共下水道は、私たちの家庭や工場などから排出された汚水を、浄化センターに集め、衛生的に処理を行い、きれいな水にして放流し、川や海を汚染から守ります。

また、雨による浸水の被害を防ぐなど、私たちが安全で快適な暮らしをするために大切な役割を果たしています。

◎受益者負担金・分担金制度とは

公共下水道は市民の皆様にご快適で衛生的な生活をしていただくために極めて重要な施設です。

しかし、公共下水道を整備するためには多額の工事費が必要であり、市全体を一度に整備することは不可能です。

また、公共下水道事業の対象となる区域は、市全域のうち現在法に基づく事業計画を定めた区域だけに限られます。しかも、公共下水道は道路、公園などの公共施設とは違い、受益者(利益を受ける人)が特定の人に限定されていますので、下水道事業を公費だけでまかなうことは市全体から見れば不公平になります。このようなことから、公共下水道が整備されることにより利益を受ける人に対し、その工事費の財源の一部にあてるための費用を負担していただく制度が「受益者負担金・分担金制度」です。

福井市は、昭和 23 年に、下水道事業に着手したときからこの制度を採用しております。市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

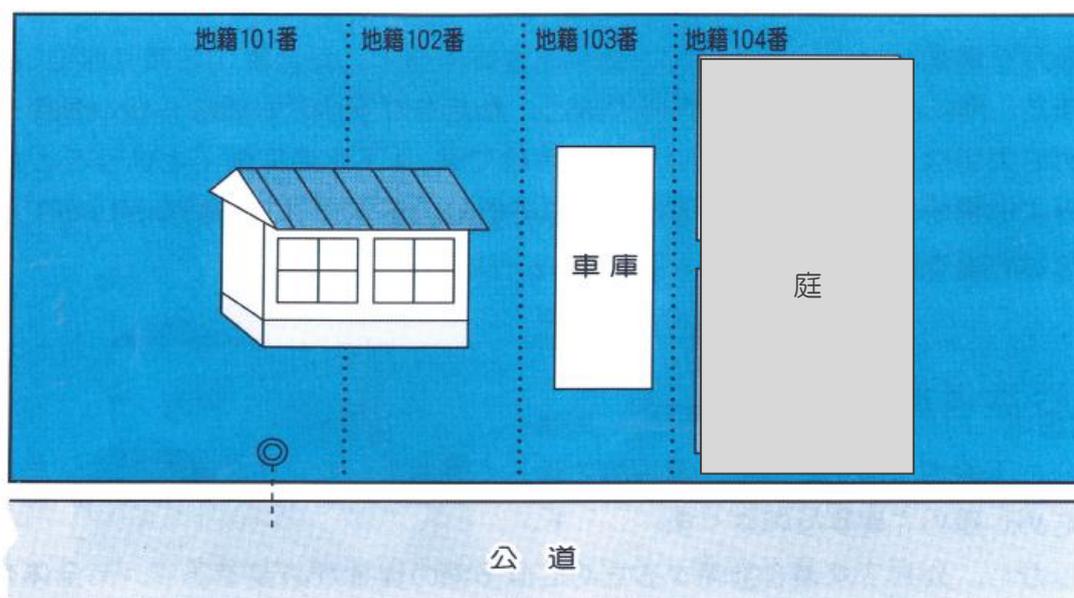
◎負担金は土地を対象に

この負担金は、受益者（利益を受ける人）にその土地に対して面積に応じ、一回限りの負担をしていただくものです。

◎負担金・分担金の対象となる土地

汚水ますを設置する一筆の土地のほか、その土地に連続する土地（空地を含む）がある場合は、その連続する土地すべてが一筆毎に負担金の対象になります。

連続する土地の中に現況地目が田・山林の土地がある場合、その土地は負担金の対象にはなりません。ただし、その土地に汚水ますを設置したときは負担金の対象となります。



◎受益者とは

公共下水道が整備される区域内に土地を所有している人、または地上権、質権、使用貸借、賃貸借などの権利を持っている権利者をいいます。ただし、アパート、社宅、公営住宅などに入居している借家人は、受益者ではありません。

例1 Aさんの家	例2 Aさんの家	例3 Bさんの家	例4 Bさんの家
Aさん居住	Bさん居住	Bさん居住	Cさん居住
Aさんの土地	Aさんの土地	Aさんの土地	Aさんの土地
受益者 Aさん	受益者 Aさん	受益者 Bさん	受益者 Bさん

◎申告をしていただく方

申告は土地所有者にしていただきます。ただし、その土地に対して複数の権利者がいる場合は、権利者の同意を得て、また権利者が複数の場合は連署の上、代表者の方がまとめて申告してください。

◎申告の方法は

上下水道サービス課から土地所有者に対して受益者申告書を工事前に送付しますので、申告書に記載されている土地の所在、地積等を確認し、納付方法を記入したうえで、提出していただきます。

◎申告書の書き方

1. 受益者が土地所有者だけの場合は、記載されている土地の所在地番および地積を確認のうえ、住所、氏名を記入し押印してください。
2. その土地に他の権利者がおり、その権利者が受益者となる場合は「上記の土地について借地人が受益者となる場合」という欄にそれぞれの住所、氏名およびその占有面積を明記して同意の押印を得て、土地所有者がまとめて申告してください。



◎負担金・分担金の額は

賦課対象区域内に所有、または権利を有する土地の面積、1平方メートル当たり460円(1坪当たり約1,520円)です。

(例)あなたが165平方メートルの土地を所有している場合

$165 \text{ m}^2 \times 460 \text{ 円} = 75,900 \text{ 円}$ となります。

◎汚水ます代金は

汚水ますを設置した数だけ個人負担となります。汚水ますの単価は毎年見直しがあります。

なお、土地面積に対する設置基準数を超えて汚水ますを設置する場合は、下水道本管から汚水ますまでの取付管工事費についても個人負担となります。

◎納期および納入方法は

負担金と汚水ます代金の納入通知書は、提出された申告書に基づき工事完了後、それぞれの受益者あてに送付しますので、定められた期限までに金融機関の窓口で各自納めてください。

◎一括納付の場合

納期限……………5月31日または11月30日

◎分割納付の場合

20回分割＝1年に4回×5年
納期限

期	第1期	第2期	第3期	第4期
月	5月31日	8月31日	11月30日	2月末

(金融機関の休業日にあたるときは、翌営業日となります)

◎こんなときは徴収が猶予されます。

受益者が、災害、その他特別な理由で、負担金・分担金を納めることが難しいと認められたとき、2年を限度とし徴収が猶予されます。

徴収猶予を希望するときは、必ず「徴収猶予申請書」を提出してください。

◎受益者が変わった場合は…

土地の売買や賃借などで受益者に変更があった場合は、新・旧受益者は連署で押印のうえ、「受益者変更届書」を提出してください。

変更届を受け付けた日以後の負担金は、新たな受益者が負担することになります。

◎住所が変わった場合は…

受益者または納付代理人は、住所を変更されたときは、すみやかに「受益者(納付代理人)住所変更届」を提出してください。



いよいよ下水道が使えます。

皆さんの区域は下水道が整備され、家庭の台所、浴室、し尿等の汚水、工場排水も下水道に流すことができるようになりました。

下水道は市民の皆様のご協力と多額の費用によってできる施設ですので、有効に利用してください。



汚水を下水道に接続し、トイレを水洗化するのは、あなたの義務です。

下水道の供用が開始された区域では、浄化槽をお使いの方は水洗便所、浴室、台所、洗面所等からの汚水を、6カ月以内に下水道に接続するよう義務付けされています。

(下水道法第10条第1項、福井市公共下水道条例第3条第2項)

なお、くみ取便所は、供用開始の日から3年以内に水洗便所に改造するよう、家屋所有者に義務付けされています。(下水道法第11条の3)

下水道の排除方式には

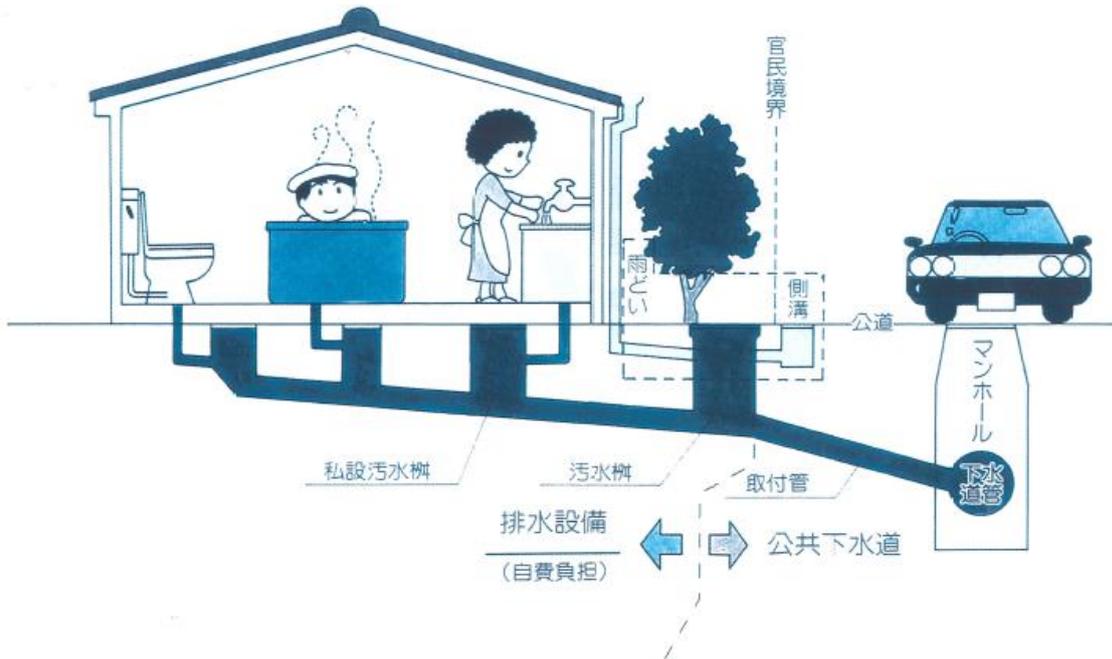
分流式と合流式があります。

雨水と汚水(台所、浴室、水洗便所などの排水をいいます。)を別々に流す方式が分流式です。雨水については特別に処理をする必要がありませんので、そのまま側溝等へ流します。汚水については浄化センターできれいな水にしてから、川や海へ放流します。

雨水と汚水をいっしょに下水道管に流す方式を合流式といいます。

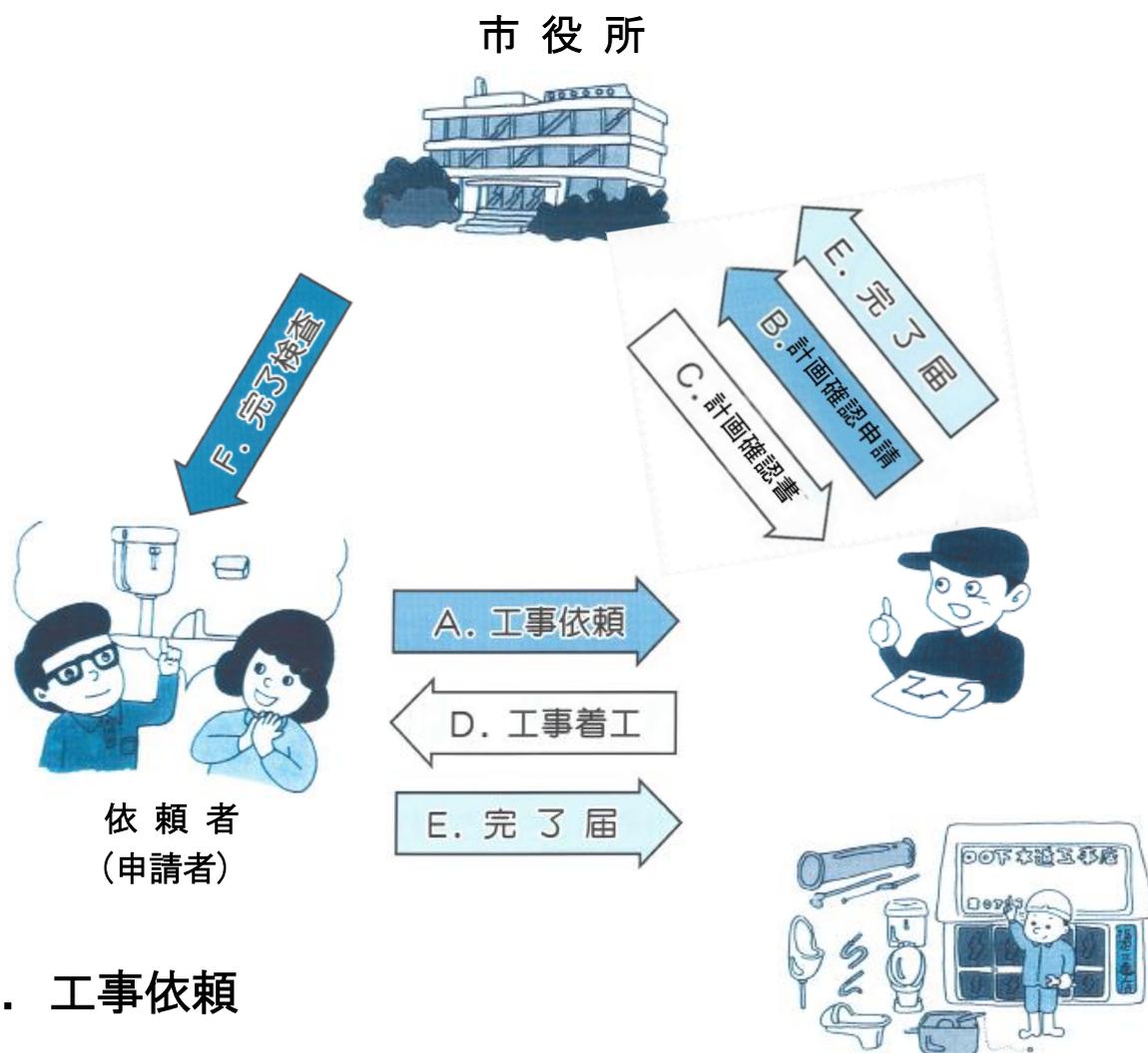
家庭の排水設備のしくみ

- ・ 分流式 雨水は側溝へ接続
- ・ 合流式 雨水も汚水柵へ接続



排水設備	公共下水道
個人が管理する部分	市が管理する部分
<p>●浄化槽から下水道への切替え、汲み取りトイレから水洗便所への改造等の排水設備工事は、福井市排水設備指定工事店に依頼してください。</p> <p>●宅内の排水管のつまり等は、福井市排水設備指定工事店に連絡してください。</p> <p>問い合わせ先 上下水道サービス課</p> <p style="text-align: right;">☎20-5632</p>	<p>取付管、下水道管の詰まり等は、福井市企業局下水管路課に連絡してください。</p> <p>問い合わせ先 下水管路課</p> <p style="text-align: right;">☎20-5656</p>

排水設備工事の手順



A. 工事依頼

☆排水設備工事は福井市排水設備指定工事店で。

浄化槽から下水道への切替え、汲み取りトイレから水洗トイレへの改造等の排水設備工事は、福井市排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)にしか認められていません。

☆見積り依頼

指定工事店に見積りを依頼します。施工場所の状況や施工方法によって金額が異なるため、十分に内容の確認をしてください。最低2～3社の指定工事店に見積りを依頼し、比較、検討するとよいでしょう。

☆排水設備工事資金貸付の検討

市の貸付制度があります。

(詳細は次のページ)

☆十分な確認のうえ押印を

申請書類等への署名や押印は、金額、施工方法、工事期間等を十分に確認のうえ行ってください。



☆注意

排水設備工事に関し利害関係者(地主・家主等)がある場合は、当該利害関係者とよく話し合い、承諾を得てください。

B. 計画確認申請

☆市への計画確認申請が必要です。

排水設備の新設および変更は、市への申請が必要です。申請書類は「福井市排水設備指定工事店」に備わっていますので、工事を依頼するときに必要事項を記入してください。



C. 計画確認

☆市が申請内容を確認した後、**工事に着工することができます。**

市の基準に適合しているか書類審査し、結果を指定工事店に通知します。



D. 工事着工

E. 完了届

☆工事の完了確認後、申請者は完了届および使用開始届に押印し、それらを指定工事店から市に提出します。

F. 完了検査

☆工事完了後、市の職員が完了検査をします。

☆審査に合格すると、右の証票を貼るか、検査済証を交付します。不合格の場合は、指定工事店に手直しを命じます。

☆工事代金は、工事完了後、指定工事店に支払ってください。



排水設備工事資金貸付制度

下水道に接続する費用の一部を無利子でお貸しします！（最高 100 万円）
貸付金の決定と支払

申請書類をホームページからダウンロードするかまたは取り寄せ、排水設備工事資金借入申込書（様式第 1 号）と下記（1）の必要書類一式を工事にとりかかる前に提出していただきます。その後、市で確認および審査を行います。

貸付が決定された後、申請者に貸付決定通知書を送付しますので、工事完了後に下記（2）の書類一式を提出していただきます。その後、申請者に工事資金を貸付します。

■工事前に提出

- （1）＊申請者の所得の判るもの（源泉徴収または所得証明書）
 - ＊申請者の納税証明書
 - ＊申請者の印鑑登録証明書
 - ＊連帯保証人の納税証明書
 - ＊連帯保証人の印鑑登録証明書
 - ＊工事の見積書

■工事完了後に提出

- （2）＊排水設備工事資金借用証書（様式第 2 号）
 - （貸付額に応じた収入印紙を添付し、実印で割印してください。）
 - ＊請求書
 - ＊振込口座申出書
 - ＊工事代金請求書または工事代金領収書
 - （請求書の場合は、支払い後に領収書を提出していただきます。）

貸付金返済用納入通知書の送付

市より、貸付金返済用の納入通知書を送付します。（貸付をした翌月から毎月 2 万円の均等償還無利子）

返済金の払込み

申請者は、納入通知書により毎月、納入期限までに金融機関で貸付金の返済金を払い込みます。

飲食店や事業場等の排水規制について

除害施設の設置

飲食店や事業場等の排水の中には、そのまま下水道管へ排除した場合、下水道施設を損傷または下水処理機能を阻害する物質を含んでいることがあるため、悪質な排水を流さないようにグリーストラップ等の施設を設け、かつ、必要な措置をして下水道に接続するよう義務付けています。



グリーストラップの維持管理の方法

1. バスケットの清掃は毎日行ってください。
2. 油脂やゴミ(残渣)は、週に1回程度(多い場合には毎日)除去してください。
3. 槽内の沈殿物は、月に1回程度除去してください。
4. トラップ内部の清掃は、2～3カ月に1回程度行ってください。(清掃後の廃油等は、公共下水道へ流さずに回収し、適正な処理をしてください。)

悪質排水とは

1. 温度の高い排水
2. 酸およびアルカリ排水
3. 多量の有機物のため、汚れがひどく、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）の高い排水
4. 沈殿性物質を含有する排水
5. 油脂類を含有する排水
6. フェノール、シアン化合物の毒物を含有する排水
7. カドミウム水銀等の重金属類を含有する排水
8. その他下水道施設を損傷または機能を阻害するおそれがある排水および人畜、その他に被害を与えるおそれがある排水



下水道使用料について

家庭や工場などから排出された汚水を浄化センターできれいな水に処理したり、下水道管の掃除、修理等の維持管理するためには、多額の費用がかかります。この経費の一部を利用者の皆様に負担していただくのが下水道使用料です。

1. 下水道使用料を納めていただく方は……

家庭や工場などから下水を下水道に流す人は、すべて対象になります。

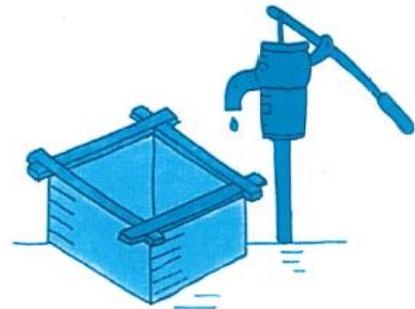
なお、下水を下水道に流そうとする人は、下水道使用開始届を市に提出しなければなりません。

2. 下水道使用料の計算方法は……

① 上水道を使用している場合は、上水道の使用水量により下水道使用料を計算いたします。

② 井戸水などの水を使用している住居の場合、お住まいの人数により使用水量を認定し、その使用水量により下水道使用料を計算いたします。

また、事業所には、市が量水器を設置し、その使用水量により下水道使用料を計算いたします。



井戸水などをお使いの方や

使用状況が変わった方は市へ申告してください。

3. 下水道使用料を納めていただく方法は……

2カ月毎に、水道料金と一緒に福井市企業局へ納めていただきます。

Q&A

問 排水設備等の工事は、指定工事店以外では行えないのですか？

答 福井市公共下水道条例で排水設備等の工事は指定工事店で行うように義務付けています。指定工事店は、専門的な知識と技術を持つ排水設備工事責任技術者を置いています。また、市は、指定工事店に指導および手直し等の指示も行います。不良工事等の問題を生じさせないためにも、指定工事店に工事を依頼してください。

問 指定工事店に工事を依頼したが、工事を開始してくれないのですが。

答 工事の開始は、「排水設備等計画確認申請書」を市に提出し、確認されてからとなります。上下水道サービス課までご相談ください。

問 現在、自家用の浄化槽を使用しているのですが、そのまま市の下水道に接続するといけないのですか？

答 汚水を浄化槽経由で下水道に接続すると、浄化槽の維持管理費が下水道使用料と別にかかるため、通常、浄化槽は使用しません。

下水道接続後は原則撤去をお願いしています。しかし、近年、雨水の貯水槽として再利用する等の方法もありますので、指定工事店等にご相談ください。

問 下水道マンホールに雪を捨ててもいいのですか？

答 雪は下水道マンホールに捨てないでください。下水の温度が下がると、浄化センターの微生物の活動が悪くなり、処理能力が低下します。また、雪が詰まり、汚水が溢れるおそれもあります。

問 排水設備工事の費用はいくらかかりますか？

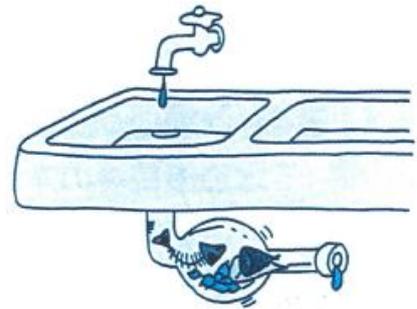
答 まず、排水設備の工事内容が、浄化槽からの切替えか汲み取りトイレからの改造かで変わります。さらに、閉所での作業や障害物（水道管、樹木、庭石等）の有無、配管の距離、深さ、舗装復旧（土間コンクリート、アスファルト）の有無等で変わります。工事内容等を十分に確認し、指定工事店と相談してください。また、2～3社の指定工事店に見積りを依頼し、確認するのもよいでしょう。

問 いつ指定工事店に見積りを依頼すればよいですか？

答 汚水ますを設置する前(申告書を提出する前)に、見積りを依頼します。敷地内の既設管の状況等がわかり、汚水ますを適正な位置・深さで設置することができます。

問 ディスポーザーを使用してもよいですか？

答 ディスポーザーは野菜くず等を細かくして排水管に流すため、下水道管を詰まらせたり、排水基準に適合しない排水を流す原因になります。市では「ディスポーザー排水処理システム」を条件付で許可している場合がありますので、設置を希望する場合は必ず事前に市と協議してください。



問 一世帯の汚水ますの設置個数は、いくつぐらいが適当ですか？

答 汚水ますは、通常、1個で対応できます。しかし、宅内の排水設備の位置によって、汚水ますを2個設置すると宅内排水設備工事費用が安価になる場合があるため、指定工事店と相談してください。

問 本管布設工事期間中の車（自家用車）の出入りはどうなりますか？

答 工事は、1日に約8mのペースで移動していきます。例えば15mの間口がある家の前では、約2日あれば家の前を通り過ぎていくこととなりますので、ご協力をお願いいたします。

問 下水道の排除方法には、分流式と合流式があると聞いていますがどのような方式ですか？

答 分流式は、雨水と汚水(台所や浴室、水洗便所からの排水)などの排水を別々に流す方式です。雨水については特別に処理する必要がありませんので、そのまま側溝等へ流します。汚水については、下水道管に流し、浄化センターできれいにしてから川や海へ放流します。

合流式は、雨水と汚水を一緒に下水道管に流す方式です。

問 貸付制度を利用したいのですが。

答 公共下水道へ接続される方は、排水設備工事費用の見積り額に応じ最高100万円まで借り入れることができます。返済は、貸付月の翌月から毎月2万円の均等償還で無利子です。

貸付を受けることができる条件として

- ①福井市内に住所を有する方で、一般家庭またはこれに準ずるもの。
- ②市税、受益者負担金等を完納していること。
- ③上水道料金に滞納がないこと。
- ④一定の収入があり、貸付金の償還能力があること。
- ⑤市内に居住する確実な連帯保証人があること。

等がありますので、「排水設備工事資金貸付申請書」を提出される前に、指定工事店または上下水道サービス課までご相談ください。

問 供用開始になってから接続工事を行わないとどうなるのですか？

答 汲み取り式便所は3年以内に、浄化槽を使用している場合の水洗便所や台所、お風呂の排水は遅滞なく(6カ月以内)接続しなければなりません。せっかく下水道に接続したご家庭にご迷惑がかかります。市としては未接続家屋の持ち主には粘り強く工事の促進の協力をお願いしております。また、汲み取り式便所を理由なく水洗便所に改造をしない場合には30万円以下の罰金の対象となります。

問 井戸水を使っていますが、下水道使用料はどうなりますか？

答 一般家庭で井戸水を使用している方は、市へ申告してください。世帯人数をもとに使用水量を認定させていただき、その使用水量から下水道使用料を計算いたします。また、井戸水を使わなくなった場合や使用状況が変わった場合にも、上下水道サービス課へ申告してください。

問 排水管が詰まって流れないのですが？

答 お宅の排水設備工事を行った指定工事店または最寄りの指定工事店に連絡してください。

